

令和4年9月市議会 環境経済委員会資料

第123号議案 公有水面埋立てに関する意見について

目次	ページ
1 埋立ての概要	1
2 埋立ての必要性	1～2
3 埋立ての効果	2
4 環境への影響	2
5 位置図	3
6 現況写真	4
7 全体計画図	5
8 計画平面図・断面図	6～7



公有水面埋立てに関する意見について

1 埋立ての概要

(A工区) ①出願人 長崎県(施行者 長崎県)

②埋立地 長崎市小浦町

③埋立期間 3年

④埋立面積 166.21 m²

⑤用途 道路用地

(B工区) ①出願人 長崎県(施行者 長崎県)

②埋立地 長崎市小浦町

③埋立期間 3年

④埋立面積 130.68 m²

⑤用途 道路用地

(C工区) ①出願人 長崎県(施行者 長崎県)

②埋立地 長崎市小浦町及び福田本町

③埋立期間 3年

④埋立面積 152.02 m²

⑤用途 道路用地

2 埋立ての必要性

○一般国道202号が通過する福田地区においては、大規模集合住宅や大型商業施設の立地が進むとともに、長崎南環状線の整備進捗に伴い交通量が増加しており、また、隣接する小江地区には小江工業団地や碎石場などが立地していることから、大型車も多く通行する状況にある。また、児童等の通学路や生活道路としても利用されるなど、市民の日常を支える道路の役割を担っている。

○本埋立地の現況の歩道幅員は1.0mと狭く、歩行者同士のすれ違いの際には、歩行者が車道へはみ出すこともあり、危険な状況である。

○本道路における基準としては、車道幅員7.0m、歩道幅員2.5mを確保しなければならないが、本埋立地の現況の歩道幅員は基準を満たしていないため、拡幅工事を行う必要がある。

○このような中で、福田地区は、以前から交通安全対策について地元要望があっており、平成23年度には道路整備促進協議会を発足し、地元、関係団体及び市が協力して県や国へ交通安全対策の要望を行っており、令和3年度末までに県において743mの歩道整備が行われている。

○本埋立計画箇所において、陸側に拡幅する場合、道路沿いに住宅が建ち並んでいる状況であり、土地の用地買収や家屋補償等により、生活への影響が懸念されること、工事工程が遅延すること及び工事中の工事車両により歩行者の安全確保が難しくなることなどから、困難と予想される。

○海側に拡幅する場合、漁港区域内ではあるが、地元漁協からの同意も得られ、また、既存家屋等に影響を出さず、工事中においても歩行者の安全を確保し交通への影響も比較的軽減できることから公有水面を埋立て、歩道の拡幅を行うものである。

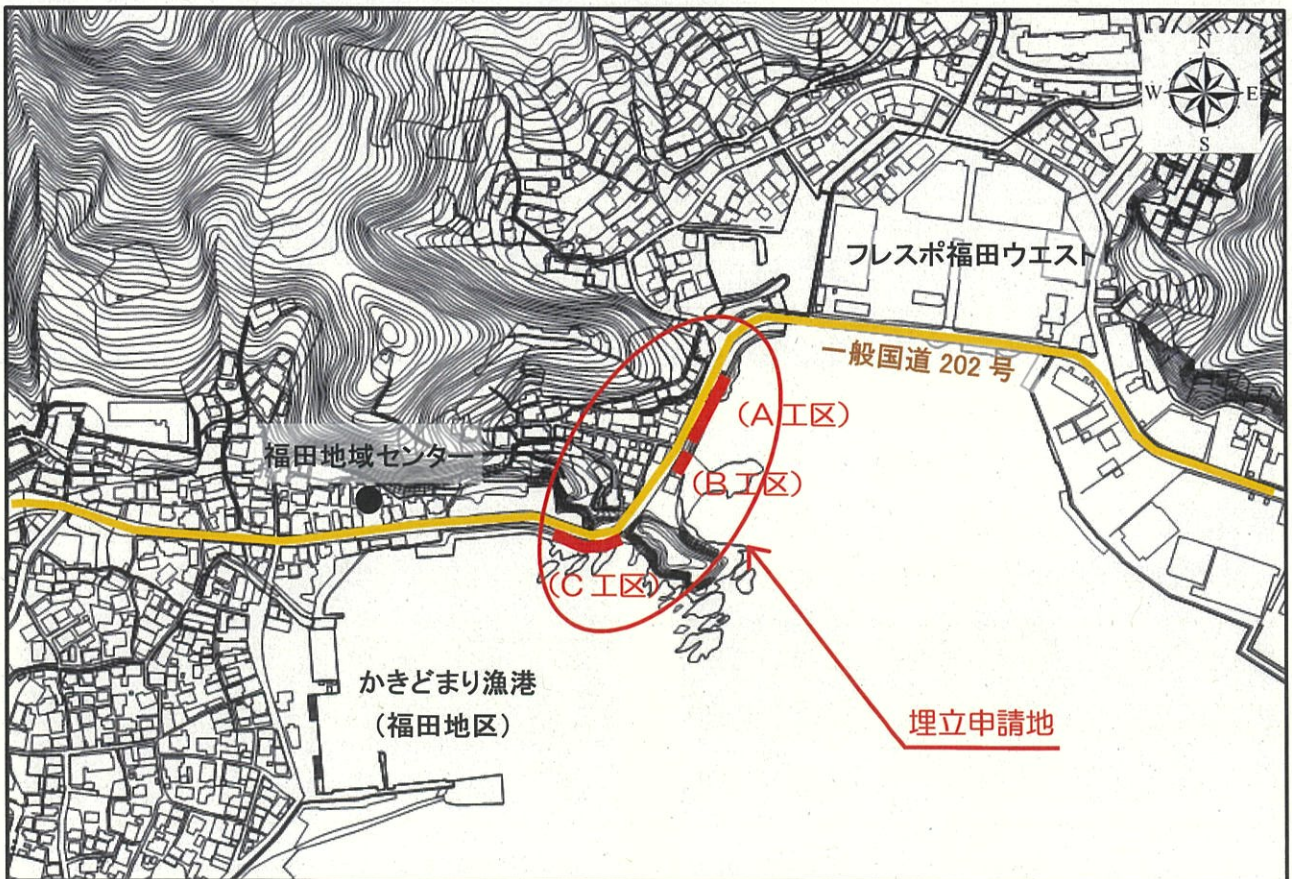
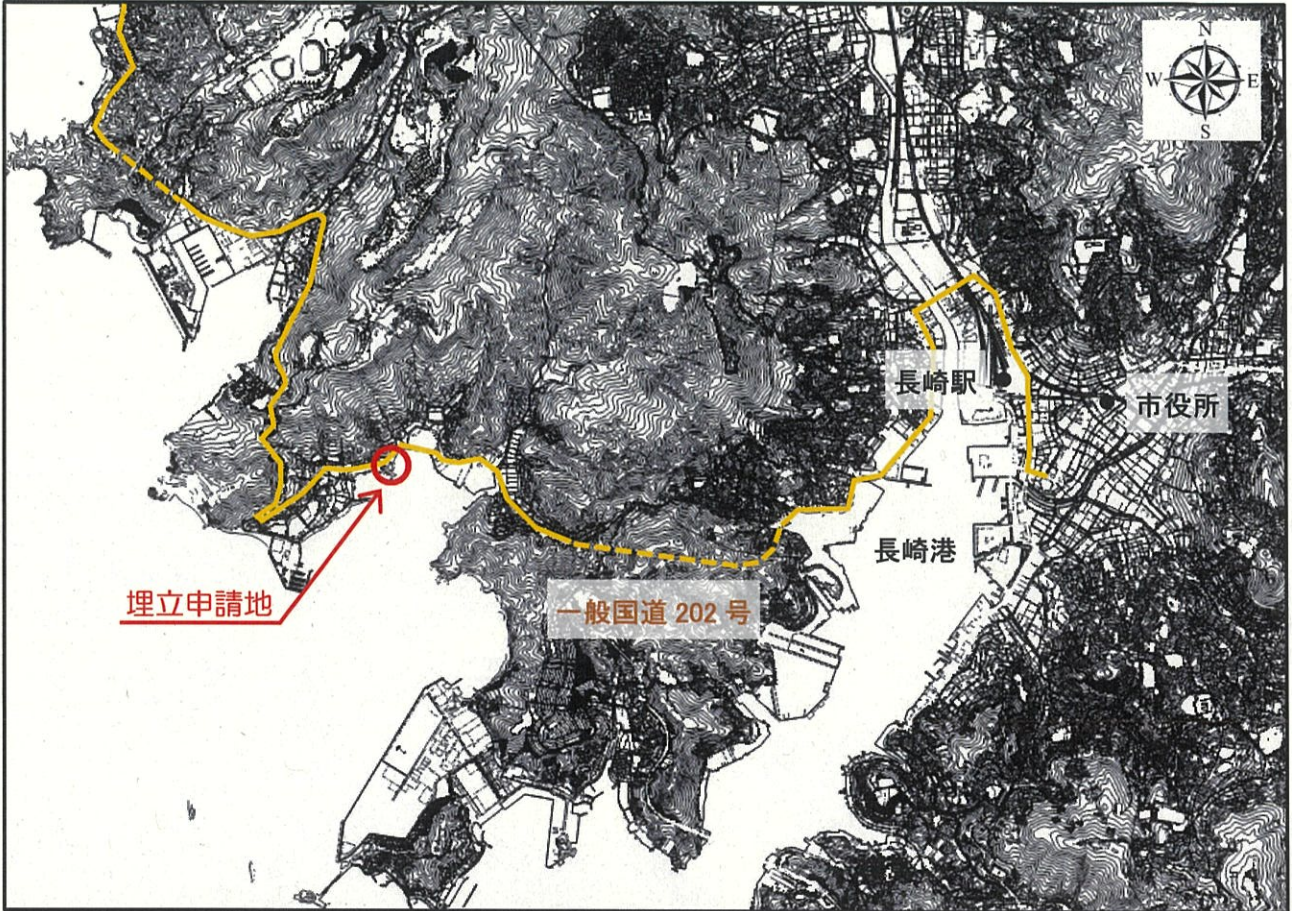
3 埋立ての効果

○歩道拡幅により、住民生活の安全性が向上する。

4 環境への影響

本埋立てによる大気、水質、騒音・振動及び自然環境の保全などに係る予測の結果、いずれにおいても影響は軽微な状況であり、安全対策及び環境保全対策を講じることにより、本埋立て計画の実施に伴う環境への影響は、ほとんどないと判断される。

5 位置図



6 現況写真



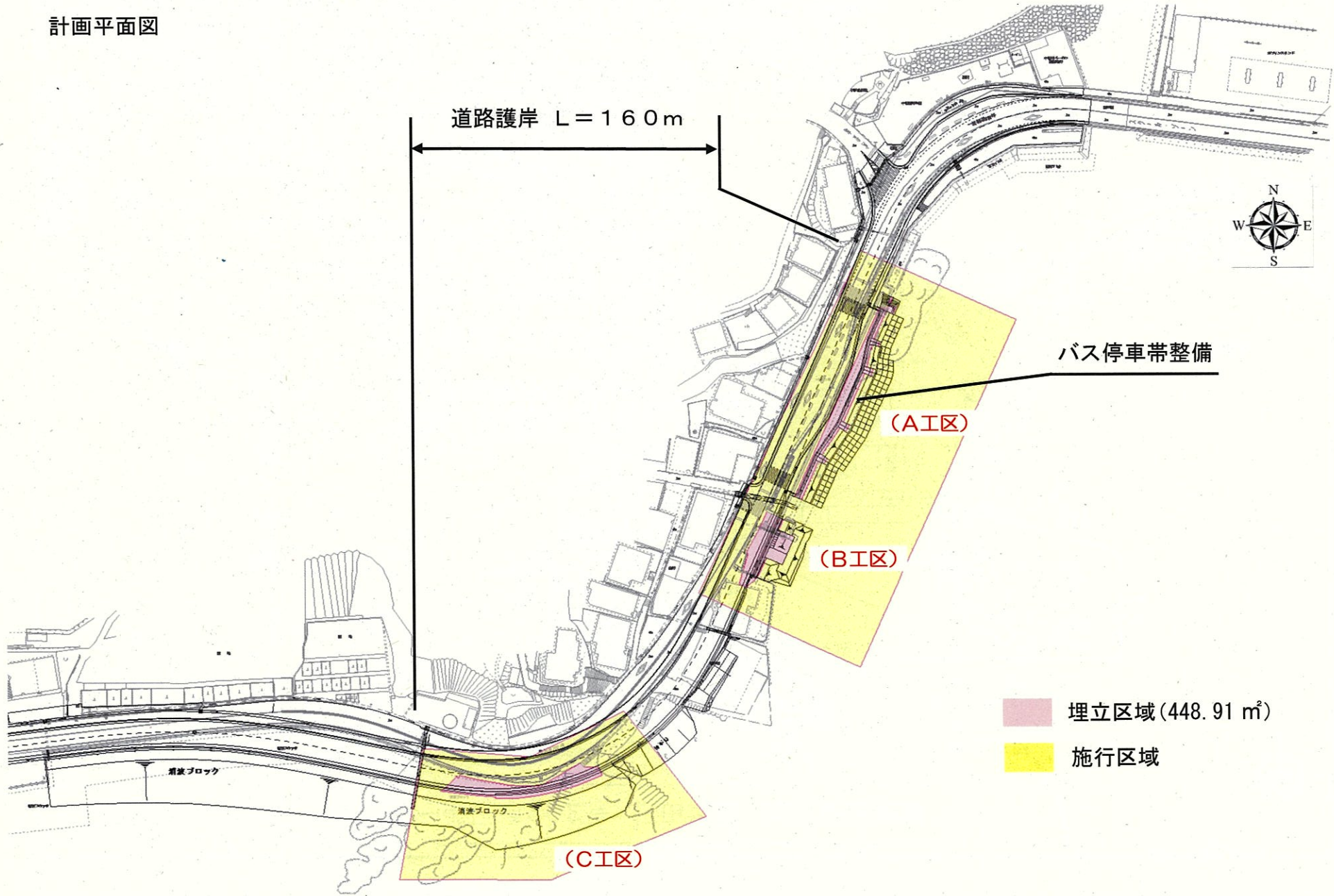
現況写真 (A工区・B工区)



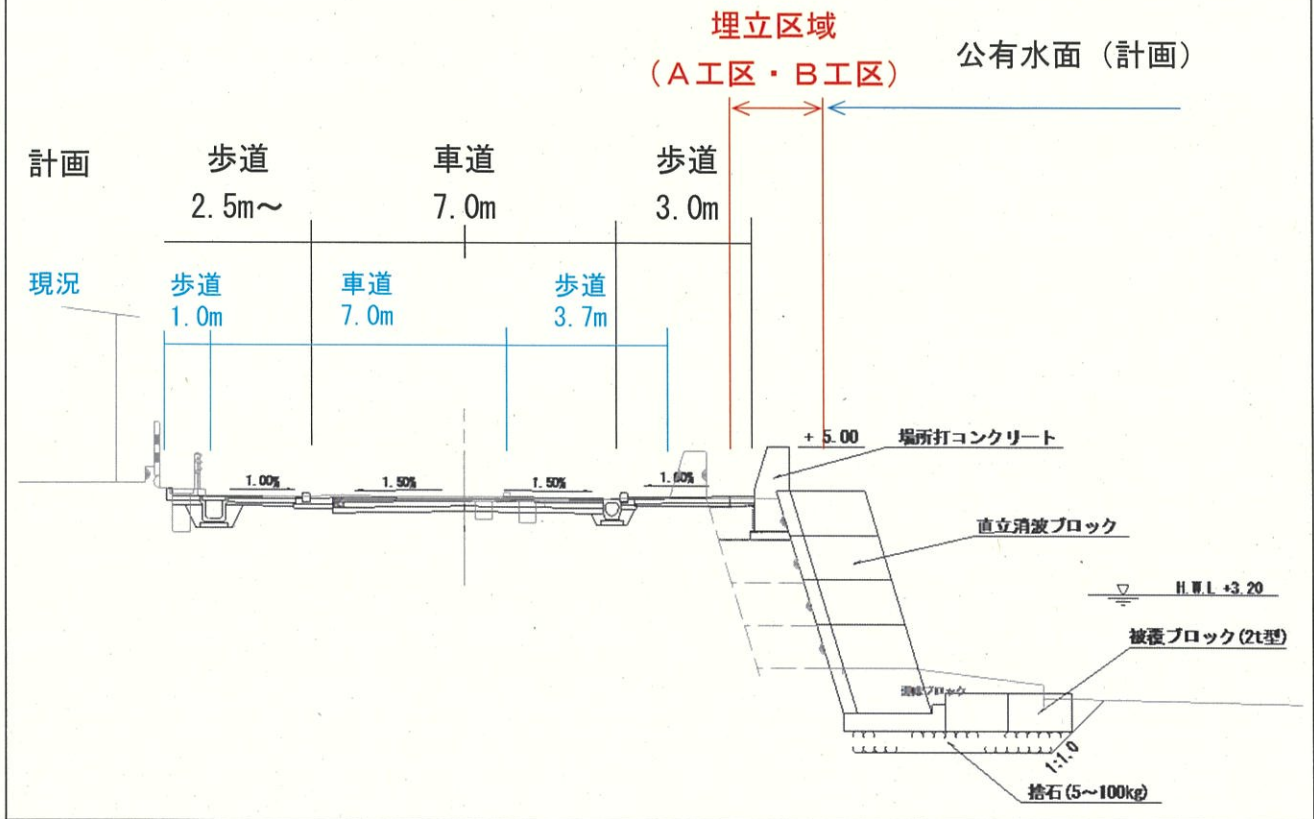
現況写真 (C工区)



計画平面図



断面図 (A工区・B工区) バス停前後区間 (両側歩道)



断面図 (C工区) 片側歩道区間

